

平成 15 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 愛 知 銀 行  
代 表 者 の  
役 職 氏 名 取締役 頭 取 小 出 眞 市  
(コード番号 8527 東証第一部 名証第一部)

問 合 せ 先 の 取 締 役  
役 職 氏 名 総合企画部長 菊 田 一 彦  
電 話 番 号 052 251 3211 (大代表)

## 株式の売出しに関するお知らせ

平成 15 年 8 月 26 日開催の当行取締役会において、当行株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)

- (1) 売 出 株 式 数 当行普通株式 300,000 株
- (2) 売 出 人 及 び 氏 名 又 は 名 称 売 出 株 式 数  
売 出 株 式 数 株式会社 U F J エクイティインベストメンツ 200,000 株  
株 式 会 社 近 畿 大 阪 銀 行 100,000 株
- (3) 売 出 価 格 未定(平成 15 年 9 月 2 日(火)から平成 15 年 9 月 5 日(金)までの  
いずれかの日に決定される。)
- (4) 売 出 方 法 大和証券エスエムピーシー株式会社、野村證券株式会社、みずほインベ  
スターズ証券株式会社、東海東京証券株式会社、三菱証券株式会社、  
U F J つばさ証券株式会社、新光証券株式会社及び岡三証券株式会社に  
全株式を買取引受させたいうで売出す。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払わ  
れる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格決定日の翌営業日から売出価格決定日の 3 営業日後までを予定し  
ている。
- (6) 受 渡 期 日 売出価格決定日の 7 営業日後を予定している。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 上記の売出価格、申込期間、受渡期日、その他本売出しに必要な事項の決定については、  
取締役頭取小出眞市に一任する。
- (10) 前記各号については、平成 15 年 8 月 26 日に証券取引法による有価証券通知書を提出して  
いる。

ご注意：この文章は、当行の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書(および訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

## 2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、同一条件で追加的に、その需要状況を勘案し、大和証券エスエムビーシー株式会社が行う売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当行普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券エスエムビーシー株式会社が当行株主より借受ける株式であります。これに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、引受人の買取引受による売出株式とは別に、45,000株を上限として、追加的に当行普通株式を買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を下記申込期間の終了する日の翌日から平成15年9月17日を行使期限として、当行株主から付与される予定であります。大和証券エスエムビーシー株式会社は、当行株主より借受ける株式の返還を目的として、下記申込期間の終了する日の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限（以下「上限株数」という。）に、株式会社東京証券取引所において当行普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

- (1) 売 出 株 式 数 当行普通株式 上限45,000株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、売出価格決定日に、引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案のうえ決定される。
- (2) 売 出 人 大和証券エスエムビーシー株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案し、大和証券エスエムビーシー株式会社が当行株主より借受ける当行普通株式を自ら売出すものとする。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受による売出しにおける申込証拠金と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 上記の売出価格、申込期間、受渡期日、その他本売出しに必要な事項の決定については、取締役頭取小出眞市に一任する。
- (10) 前記各号については、平成15年8月26日に証券取引法による有価証券通知書を提出している。

以 上

### 【ご参考】

#### 売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしましたが、これは当行株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

ご注意：この文章は、当行の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書（および訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。